

# 改正骨子案に対する意見

〒460-0002

名古屋市中区丸の内2丁目7-9

チサンマンション丸の内第二303

電話052-953-8052

office@ombudsman.jp

名古屋市民オンブズマン 代表 新海聡

## 第1 意見の趣旨

改正骨子案のいずれにも反対する。

## 第2 意見の理由

1 瀬戸市の改正骨子案は次のような内容である。

①受益者負担の考え方により、開示請求に係る手数料を公文書1件につき300円とする。

②行政機関個人情報保護法の一部改正にあわせ、不開示情報から除外されていた、公務員の職及び氏名並びに職務遂行内容の内、氏名について、除外事由から削除する。

2 ①の導入により、瀬戸市の情報公開条例に対する考え方を転換させること

瀬戸市情報公開条例は冒頭の1条で「市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、情報の一層の公開を図り、もつて市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と述べている。開示請求権が憲法21条に基づく知る権利に基づくことを直接宣言したものではないにしても、情報公開請求の制度は民主主義の根幹をなす知る権利を尊重するために設けられたものであり、これは行政の市民に対する説明責任を実現するためのものであることを法的義務として宣言している。

一方、「受益者負担」の考え方は、行政が特定の市民に特別なサービスを行った場合に、サービスを受けた者とサービスを受けない一般市民との間の不公平を是正することを目的としたもの

で、サービス実施に要した費用を、サービスを受けた者に負担させようとする考え方を基礎とする。しかしながら、条例に基づく情報公開条例に基づいて、行政の説明責任を問う市民の行為が、行政に特別のサービスの提供を求めることにはならないことは、条例上も、憲法21条の趣旨からも明らかだ。そもそも受益者負担と情報公開の制度は、本来両立しない。

にもかかわらず、あえて瀬戸市が情報公開請求に受益者負担を持ち出すことは、結果的に行政の市民に対する説明責任を否定することを意味する。これは瀬戸市の情報公開制度を広報に変質させる点で、実際の運用にも市当局が説明責任を負う結果が想定される情報の不開示など、不開示情報の拡大をもたらす根拠となるのであって、到底是認されない。

### 3 骨子案は情報公開の後退に他ならないこと

(1) 理論的な問題のみならず、骨子案①の手数料が、これまでの瀬戸市の情報公開制度を運用においても後退させることは明らかである。開示手数料の単位となる「公文書1件」の数はこの骨子をみるかぎり不明だが、仮に「一件」を開示対象文書の標目毎にカウントした場合には、膨大な費用の負担を請求者に強いることになる。全国市民オンブズマン連絡会議が行った情報公開度ランキングでは、開示手数料を徴収する条例を制定している自治体を失格とした。開示手数料を徴収する根拠については、大量請求によって職員の仕事量が増大するなどを理由に挙げる自治体がほとんどであるが、政務活動費の領収証など、適切な税金の使途を監視するために大量請求が必要になることは珍しくない。請求手数料の徴収は、行政監視を後退させる結果になることは明らかである。

(2) 骨子案②についても問題が多い。行政機関個人情報保護法の施行にともない、地方公共団体の個人情報保護条例の改正が行われるからといって、情報公開法の規定を動かす必要はない。もともと、国の情報公開法の運用では、各行政機関の公務員の氏名情報は平成17年8月3日の情報公開に関する連絡会議の申し合わせによって、法5条1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとされて運用がなされている。瀬戸市が、同市条例7条(2)ア「慣行とし

て公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に国の上記申し合わせを読み込む運用をするつもりであれば、条例改正の必要はない。わざわざ条例の改正骨子案で指摘しているということは、今回の改正によって瀬戸市は公務員の氏名を一般的に不開示とすることを意図したものと言わざるを得ない。

こうした動きは、自治体の活動についての情報が減少するだけでなく、首長の職員の任命責任に対する説明義務を尽くさないことにつながる。

- 4 付言すれば、瀬戸市の情報公開制度の後退は、情報公開制度の民主主義政治への重要性について首長、議員の間で十分な理解がなされていないことを意味すると考えざるを得ない。そしてその原因として、第二期安倍政権以降、国は政権に都合の良い情報の広報にすぎないものを「国民への情報公開」と意図的に誤用する一方で、重大な説明責任発生の根拠となる文書の破棄、改ざんを行ってきたことが次々に明らかになったことを指摘しなければならぬ。こうした国の情報公開制度への敵対的姿勢は、情報公開制度に対する信頼を害し、それまでの地方公共団体における情報公開制度への真面目な取組を否定し、説明責任に対する瀬戸市長や議員の意欲の後退を蔓延せ、これに瀬戸市が呼応したと考えざるを得ないのである。

骨子案を撤回することこそ、行政に対する信頼を獲得することにつながることを、瀬戸市長においてご理解いただきたい。

以上